

フィール センダイ
FEEL Sendai

(杜の都の市民環境教育・学習推進会議)

第10期 委員を募集します

現在の環境問題は、私たちの生活スタイルや社会のあり方と深く関わっており、私たち一人ひとりが生活のあらゆる場面で環境に配慮し、行動していかなければ解決することができません。

FEEL Sendai は、持続可能な社会を作っていくために、市民が環境に配慮した行動をとる人となることを目指し、家庭・地域・学校・NPO・事業者・行政等あらゆる主体とのパートナーシップを構築し、環境教育・学習を推進している団体です。

今回、第10期（令和4年5月24日～令和6年5月23日）の委員を募集いたします。環境教育・学習に関心・意欲のある方、みなさまのご応募をお待ちしています。

1. 応募資格

〈団体委員〉

- FEEL Sendai の趣旨に賛同し、環境教育・学習の普及・推進に携わる団体で、原則として夜間（18:00～、オンライン又は仙台市環境局内会議室等）に開催する会議に出席できる方。

〈個人委員〉

- ① FEEL Sendai の趣旨に賛同し、環境教育・学習の普及・推進に意欲のある20歳以上の方。
- ② 仙台市内に居住しているか、または通勤・通学・主な活動地域が仙台市内である方。
- ③ 原則として夜間（18:00～、オンライン又は仙台市環境局内会議室等）に開催する会議に出席できる方。

2. 任期

令和4年5月24日から令和6年5月23日（2年間）

3. 応募締切・応募方法

令和4年4月8日（金）（必着）までに応募用紙を下記応募先まで郵送、FAX または Email でご提出ください。

*詳しい内容は、裏面をご覧ください。

* ご応募・お問い合わせ先 *

FEEL Sendai 事務局（仙台市環境局環境共生課）
〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12MSビル二日町5階
電話：022-214-0007 / FAX：022-214-0580
Email：feel_sendai@city.sendai.jp

杜の都の市民環境教育・学習推進会議委員 募集案内

1. 応募資格

【団体委員】

FEEL Sendai の趣旨に賛同し、環境教育・学習の普及・推進に携わる団体で、原則として夜間（18:00～、オンライン又は仙台市環境局内会議室等）に開催する会議に出席できる方。

【個人委員】

下記の①～③の要件を全て満たしている方。

- ①FEEL Sendai の趣旨に賛同し、環境教育・学習の普及・推進に意欲のある 20 歳以上の方。
- ②仙台市内に居住しているか、または通勤・通学・主な活動地域が仙台市内である方。
- ③原則として夜間（18:00～、オンライン又は仙台市環境局内会議室等）に開催する会議に出席できる方。

※会議は年 4 回程度開催します（開催日は毎回調整の上、決定）。会議では、主に環境教育・学習推進や事業運営の全般的なことについて議論します。そのほか、委員は状況に応じ担当委員部会等を通して FEEL Sendai の事業に参加する場合があります。

2. 委員の任期

令和 4 年 5 月 24 日から令和 6 年 5 月 23 日（2 年間）

3. 応募の締め切り

令和 4 年 4 月 8 日（金）（必着）

4. 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送または FAX、持参にてご提出ください。

5. 募集人数

2 名程度

6. 選考方法

FEEL Sendai 委員による書類選考を行います。必要に応じ面接を行う場合もあります。結果については書面でお知らせします。

7. その他

- ・委員は原則として無報酬です。
- ・応募にあたっては、FEEL Sendai 規約をご確認ください。
- ・FEEL Sendai について詳しくお知りになりたい方は、下記ホームページをご覧ください。
[ウェブサイトたまきさん (<https://www.tamaki3.jp/feelsendai/>)]

ご応募・お問い合わせ先

FEEL Sendai 事務局（仙台市環境局環境共生課）

〒980-8671

仙台市青葉区二日町 6-12 MS ビル二日町 5 階

電話 022-214-0007 / FAX 022-214-0580

杜の都の市民環境教育・学習推進会議規約

(名称)

第1条 本会は「杜の都の市民環境教育・学習推進会議（以下「推進会議」という）」と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、広く市民、NPO、学校、事業者、行政などあらゆる主体によるパートナーシップを構築し、環境教育・学習を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 推進会議は市民、NPO、学校、事業者、行政などの団体、個人をもって組織し、その構成は別表のとおりとする。

2 推進会議の委員は、必要に応じ補充することができる。

3 推進会議は次の事項を審議して決定する。

- (1) 規約に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) 収入、支出予算に関すること
- (4) 推進会議の委員の選任に関すること
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(役員)

第4条 推進会議に次の役員をおく。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

(3) 監事 2名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 監事は、委員のうちから委員長が指名する。

(役員職務)

第5条 委員長は推進会議を代表し、会の運営を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、推進会議の会計を監査する。

(任期)

第6条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員及び役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が行う。

3 会議には、必要に応じ委員以外が参加し、意見を述べることができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、必要に応じて表決を委任することができる。

6 事前に申し出があった場合に限り、委員長は当該委員の所属団体の構成員による代理出席を認めることができる。

(報酬)

第8条 委員は、原則として無報酬とする。

(事務局)

第9条 推進会議の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は、仙台市環境局環境部環境共生課内に置く。

3 事務局に必要な事項は、委員長が別に定める。

(旅費)

第10条 委員及び事務局職員が、推進会議の事業等のため旅行する場合には、当該委員及び事務局職員に対し、仙台市の旅費に関する各種規定（「職員等の旅費に関する条例（昭和27年仙台市条例第32号）」及び「職員等に対する旅費支給に関する規定（昭和33年仙台市訓令甲第9号）」、「職員等の旅費調整に関する規定（昭和27年仙台市訓令甲第30号）」、「日額旅費の支給に関する規定（昭和60年仙台市訓令第11号）」ほか運用方針等を含む）に準じて旅費を支給する。

2 内国旅行の日当および宿泊料の額については、「職員等の旅費に関する条例（昭和27年仙台市条例第32号）」別表第一の定額によるが、別表第一の区分中、委員長は「七級以下五級以上の職務にある者」、副委員長は「四級又は三級の職務にある者」、その他の委員は「二級以下の職務にある者」を適用する。

(会計)

第11条 推進会議の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 推進会議の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附則

本規約は、平成16年5月24日から施行する。

附則

本規約は、平成18年3月10日から施行する。

附則

本規約は、平成24年5月24日から施行する。

附則

本規約は、平成26年5月24日から施行する。

附則

本規約は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本規約は、平成28年5月24日から施行する。

附則

本規約は、平成30年5月24日から施行する。

附則

本規約は、令和2年5月29日から施行する。

附則

本規約は、令和3年4月27日から施行する。

別表 (第3条関係)

団体委員

朝市・夕市ネットワーク

NPO法人 環境会議所東北

環境活動サークルFROGS

仙台いぐね研究会

仙台広域圏ESD/RCE運営委員会

仙台市社会学級研究会

せんだい農業園芸センターみどりの杜

NPO法人 せんだい・みやぎNPOセンター

東北福祉大学

NPO法人 仙台・みやぎ消費者支援ネット

NPO法人 冒険あそび場—せんだい・みやぎネットワーク

みやぎ環境カウンセラー協会

公益財団法人 みやぎ・環境とくらし・ネットワーク

宮城教育大学

みやぎ生活協同組合

NPO法人 水・環境ネット東北

宮城学院女子大学心理行動科学科

仙台市

仙台市教育委員会

個人委員

柳沼 眞理

佐藤 美保子